

岐阜大学学長
森 秀樹殿

2012年8月28日
岐阜大学職員組合中央執行委員長
伊藤 昭

賃金問題に関する再質問および団体交渉の申し入れ

職員組合は6月28日付で「7月1日からの賃金の減額支給に関する質問および団体交渉の申し入れ」を行いました。質問に対する回答は頂いたものの、団体交渉については日程調整ができないことを理由に2ヶ月後の現在に至るまで、何らの回答をいただけていません。

その後、全国の国立大学での交渉結果が明らかになる中で、多くの大学が何らかの緩和措置、代償措置などを提案、それをもとに大学と組合が交渉を継続していることが明らかになりました。たとえば、附属病院を持たない静岡大学だけではなく、岐阜大学と同じに附属病院を持つ京都大学、岡山大学（ともに医療職員減額対象から除外）などでも、賃下げ率を圧縮した形での提案が大学側からなされています。

賃金の決定権は最終的には使用者側にあるとはいえ、良好な職場環境を維持していくうえからも、労使の合意のもとに賃金を含めた労働条件を決めていくことが望ましいと思います。様々な事情から名前を明らかにした意思表示が難しい中でも、340名を超える職員の方からの、今回の賃下げに対する「不同意」の意思表示がなされています。団体交渉とは、お互いに相手の立場を尊重しつつ、双方が受け入れ可能な解を探索していく場だと思います。団体交渉の中では、形式的な議論の応酬に終わるのではなく、今回の賃下げは本当にやむを得ないのか、もしそうだとした場合、大学独自の緩和・代償措置の余地はないのか、など、多くの職員が納得できる形での実質的な議論をさせていただきたいと思えます。

以上の趣旨から、前回頂いた7月5日付けの回答を受けて、以下の事項について再質問をさせていただくとともに、早急に団体交渉に応じていただけますよう、改めて申し入れを行います。

賃金の減額支給問題に関する質問事項

質問1

前回の質問(Q1-A1, Q2-A2)では、職員に対する十分な説明がなされたこと、

社会的要請、他大学の動向などを根拠に賃下げが合理的な措置であることを主張されておられます。しかしながら、説明会について、全職員が出席できるなんらの配慮も行われなかったこと、狭い会場設定なため入りきれずに帰った職員もいたこと、また説明が不十分で同意できないとの署名が340以上も集まったことをどのように考えておるのでしょうか。また、他大学では様々な緩和措置、代償措置が提案されている、また賃下げ実施に至るまで、団体交渉を何回も行い、少なくとも対立点が共有されるようになるまで議論を尽くしているのに対して、岐阜大学では団体交渉の申し入れが2カ月も放置されているのを、どのように考えておられるのでしょうか。

質問2

私たちは、病院関係者が今回の賃下げの対象にならなかったことについては、看護師などの切実な要求を考えて、病院の経営努力によりこのような措置を実施されたことを前向きに評価したいと思います。しかしながら、この措置が病院外の職員の犠牲の上になされているとすると、必ずしも納得できない面があります。幸いにして、前回のQ4-A4で回答いただいたところによれば、「大学病院の収益分を充てて対応することを基本に考えている」とあります。「基本に」という言葉は曖昧な部分を含んでいますが、病院部分での赤字を病院外の削減分で埋めることはしないということと了解してよろしいでしょうか。

上記に関連して、大学改革促進係数についての質問です。第一期中期計画では、大学△1%附属病院△2%（交付金を受け取っている場合）であったものが、第二期中期計画では附属病院のない大学△1%、黒字の附属病院がある大学△1.3%、赤字の附属病院がある大学△1.6%となっています。現在岐阜大学附属病院は附属病院運営費交付金として毎年約20億円を受け取っているため、大学全体が△1.6%の適用を受けています。つまり、岐阜大学は、「附属病院運営費交付金」の措置を受けるために、「一般運営費交付金」に対しても通例より高い削減率が課されています。そうだとすれば、附属病院の経営は全学的な努力に支えられているのであり、それをういた賃下げ幅の圧縮は、附属病院以外の職員にも適用されるべきと私たちは考えますが、この点についての大学執行部の考えをお聞かせください。

質問3

前回のQ7-A7では、「今回の減額措置は、国家公務員の給与の減額支給措置に準じて、人件費からの削減が要請されている」と回答されており、賃下げの原資の有無にかかわらず、社会的要請として減額措置を行ったように受け取れる回答になっています。しかしながら、聞くところでは（Q3-A3）、政府からの減額支給の要請は病院も除外されていないとのこと。病院については経営努力により減額措置を免除することが可能、ということと、A7の回答とは、どのように整合するものなのでしょうか。

病院外についても、経営努力により一定の原資が確保できる場合には、減額措置の免除、

もしくは減額幅の圧縮が可能と理解してよろしいでしょうか。

質問4

今回の減額支給で生じる余剰金の今年度の試算金額について開示していただきたい。具体的には、病院とそれ以外とを切り分ける形で、当初予算での人件費見積もり、今回の減額支給の結果を受けての人件費見積もり、また予想剰余金のうち減額支給によるもの、それ以外の理由（定員の不補充など）によるものなど、わかりやすい形に整理して、提供していただきたい。また、上記の積算根拠を明らかにするための、予算資料を併せて提供していただきたい。

団体交渉要求

上記1－4の質問に書面で回答いただくとともに、次の事項について職員組合との団体交渉に早急に応じるよう求めます。

1. 一方的な賃金引き下げを撤回すること。
2. 撤回できない場合には、現在の岐阜大学の財政状況を含め適切な資料に基づき、できない理由を明確にすること。
3. 同じく、適切な代償措置、緩和措置についての労使協議の場を設けること。

回答期限

質問への回答は、9月5日までに回答をいただくこと、また団体交渉については、9月のできるだけ早い段階、遅くとも9月中には実施できるよう、誠意をもって対応いただけるよう求めます。